

広島県地域防災計画の修正について

1 要旨・目的

災害対策基本法に基づき、各防災関係機関が処理すべき事務及び業務の大綱を定める「広島県地域防災計画」について、令和4年度広島県防災会議（令和4年5月20日開催）で審議し、所要の修正を行った。

2 現状・背景

広島県地域防災計画は昭和38年6月に策定以降、関係法令の改正や防災施策の情勢変化に応じて、毎年度修正を行っている。

3 修正案の概要

(1) 計画期間

—

(2) 修正に当たっての考え方

最近の防災施策等を踏まえ、防災関係機関の果たすべき役割の追加など、所要の修正を行った。

区分	項目数
(1) 最近の防災施策を踏まえた修正	23項目
(2) 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正	10項目
合計	33項目

(3) 主な修正箇所

ア 最近の防災施策を踏まえた修正

(ア) 個別避難計画の作成（別紙（1）①）

市町の防災担当部局や福祉担当部局等の関係部局は、福祉専門職等の避難支援等に携わる関係者と連携し、避難行動要支援者ごとの個別避難計画を作成するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難に必要な体制の整備に努めることなどを追加した。

(イ) 福祉避難所の指定（別紙（1）②）

市町は、指定避難所内的一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるとともに、受入を想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、受入対象者を特定して公示することなどを追加した。

(ウ) 災害派遣福祉チーム（D W A T）の整備（別紙（1）③）

県は、災害時の福祉支援体制の整備のため、災害派遣福祉チーム（D W A T）等の整備に努める旨を追加した。

(エ) 利水ダム等の事前放流（別紙（1）④）

河川管理者は、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進する旨を追加した。

(オ) 防災施策への多様な意見の反映等（別紙（1）⑤）

多様な意見やニーズを防災施策に反映させるため、委員の多様性に留意するとともに、男女共同参画の視点から委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む旨を追加した。

イ 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正

(ア) 感染症対策に必要な物資の備蓄（別紙（2）①）

市町は、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するとともに、感染症対策に必要な物資の備蓄に努める旨を追加した。

(イ) 感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練の実施（別紙（2）②）

県及び市町は、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する旨を追加した。

(4) 根拠法令

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 40 条第 1 項